

6. 税金

- ◇日本に住んでいる人は、外国籍であっても税金を払います。
- ◇納付書(税金を払うための用紙)が届いたら、期限までに銀行やコンビニ、市役所、スマートフォンアプリなどで払ってください。

1. 所得税

- ◇1月1日から12月31日までの1年にもらった給料に応じて払う金額が決まります。
- ◇会社からもらう給料から払います(源泉徴収)。
- ◇次のような人は、自分で書類を出して払います(確定申告)。
 - ①自分の会社や店を持っている人
 - ②給料以外にもらうお金がある人
 - ③2つ以上の会社から給料をもらう人
 - ④年の途中で会社を辞めた人
 - ⑤会社で年末調整をしなかった人

- ◇自国へ帰るときも確定申告をします。
- ◇日本と「租税条約」を結んでいる国の人は、税金が少なくなることがあります。

ひらかたぜいむしよ
枚方税務署

TEL:072-844-9521

2. 住民税

- ◇1月1日時点で住んでいる市に払います。
- ◇1月1日から12月31日までの1年にもらった給料などに応じて払う金額が決まります。
- ◇会社からもらう給料から払います。
- ◇給料がない人は自分で払います。
- ◇自国へ帰るときは会社で全部払うか、代わりに払う人を決めて市役所に知らせます。

しみんぜいか
市民税課

しやくしよほんかん
市役所本館2階

TEL:072-841-1353

3. その他の税

なまえ 名前	ないよう 内容	とあさき 問い合わせ先
じどうしゃぜい 自動車税	<p>◇毎年4月1日に自動車を持っている人が払います。</p> <p>◇大阪府から納税通知書が届きます。</p>	<p>北河内府税事務所</p> <p>TEL:072-844-1331</p>
けいじどうしゃぜい 軽自動車税	<p>◇毎年4月1日に原動機付自転車や軽自動車を持っている人が払います。</p> <p>◇枚方市から5月に納税通知書が届きます。</p>	<p>市民税課</p> <p>市役所本館2階</p> <p>TEL:072-841-1352</p>
こていしさんぜい 固定資産税	<p>◇毎年1月1日に土地・家屋や償却資産を持っている人が払います。</p> <p>◇枚方市から5月に納税通知書が届きます。</p>	<p>資産税課</p> <p>市役所本館2階</p> <p>TEL:072-841-1361</p>

<税金を期限までに払うことができない場合>

- ◇どうしても期限までに払うことができない場合は、納税課に相談してください。
- ◇期限までに払わないと、督促状(「税金をすぐに払ってください」とお知らせする手紙)が届きます。
- ◇期限までに払わないと、延滞金(支払いが遅れた分のお金)がかかることがあります。
- ◇納税相談をせず、期限までに払わなかった場合は、あなたの財産(給料・預貯金・家・車など)の差押え(自由に財産が使えなくなることを)をすることがあります。

のうぜいか
納税課
市役所本館2階 TEL:072-841-1380